

第十九回 参議院文部委員会會議録第十一号

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)午前十時三十六分開会

委員の異動

三月二十二日委員山縣勝見君辭任につき、その補欠として雨森常夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
中川 幸平君
吉田 萬次君
横川 信夫君
高橋 道男君
安部キミ子君
高田なほ子君
永井純一郎君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君

政府委員

文部政務次官 福井 勇君
文部省大学 稲田 清助君
学術局長 稲田 清助君
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 英司君
常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査の件(原子力問題に関する件)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案について御質疑を願います。

午前十時三十七分速記中止

午前十時五十一分速記開始

○委員長(川村松助君) 速記を始め

て。国立学校設置法の一部を改正する法律案について御質疑のあるかたは御発言を願います。

○荒木正三郎君 二、三の点についてお尋ねをしたいと思います。その一つは国立学校の職員の定員を従来は法律で定めておつたのを今度は政令で定める、こういうふうに変更することになつておりますが、先般来からいろいろその理由について説明を聞いておるのですが、法律で定めることがよくないという理由がよくわからない。この際一つ御説明を願いたい。

○政府委員(稲田清助君) 只今のお尋ねの点でございますが、これは全く技術的な問題でございます。理由といたしましては、一つは最近政府部内におきまして法令の整備或いは簡素化ということを考へております。その

原因は御承知のように、占領軍がおりました場合に司令部の各部局ごとに非常に法律に關しまする考へ方が異なつておりました。その指圖を受けまして出しました法律の体裁その他が大変区画であります。或る場合においては重複し、或る場合においては非常に錯雑いたしております。これを整理いたしますことが行政事務の簡素化でもあり、又誤解を避ける点であるというところで考えました点の一つ。その点から申しますると、御承知のように国立学校設置法は昭和二十四年に制定せられて、後に二十五年に至りまして、文部省設置法及び行政機関職員定員法が制定になりました。行政機関職員定員法は御承知のように各省庁その他國家機關の定員をここに一まとめにいたしました法律でありますので、行政機関職員定員法ができました際に、この国立学校設置法に掲げておりました定員の規定を整理しようという考へが當時あつたのであります。併しなお占領軍の意見といたしまして、その点の修正が許可になりませんでした。そのまゝ今日に及んだような次第でございます。従つて政府部内の各機關の定員をきめた行き方とこの部分が非常に違つておる、或る時期に当然整理いたしたい、こういう考へが一つでございます。

それからも一つは御承知のように、行政機関職員定員法は只今国会で御審議を願つておりますが、行政整理の關係の規定があるわけでありま

す。即ち窮極の行政整理をいたしました最終の定員を本則に掲げまして、それに至るまでの本年の定員、明年の定員というものを暫定定員の形式において附則に書いております。又国立学校設置法は行政機関職員定員法ができましたときに改正をいたしましたので、この法律の定員の規定は行政機関職員定員法の規定の範囲内において考慮する、或いは行政機関職員定員法に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものでないという特別な事項があるというので、どうしてもこの法律の定員は行政機関職員定員法の定員を中心といたしまして、それに合せて書かなければならないのであります。然るときは三年後の各學校別の定員というものを今割つて本則に規定いたしましたので、本年は暫定定員これ、明年は暫定定員これ、と學校別の定員を三表書きわけであります。明年の定員につきましてはおよそ減九百、増五百、差引三百の減というものを各學校別に當りまして、學校の機關状況、欠員の状況、新規事業の状況等と睨み合ひまして、とにかく一つの學校別の定員が予算に集計せられたのであります。二年後、三年後の定員を學校別にそのときの欠員の状況とかその非常増減の状況等を今から予測し得ないのに書きますことに非常に危険を感じましたので、そういうような技術的な点からいたしまして、行政機関職員定員法を御審議願うことでありますので、學校別のは政令にきめる、こういうこ

とにいたしましたのでありまして、全く技術的な問題であります。

○荒木正三郎君 技術的な理由によるものであるというふうな説明でありま

すけれども、法律で定めるということと、それから政令で定めるということとは私は技術的な問題ではないと思つております。この国立学校の職員の定員をどのように確保するかということについては、やはり法律で定めたほうが遙かに安定性があると思つております。従つてこれは決して技術的な問題として片付けることのできないゆゑんがあるのではないかとこのように考へるので

す。それからもう一つは行政事務の簡素化ということを考へておるということでありまして、これも私にはよくわからないのです。法律で定めておれば行政事務が非常に複雑になるという解釈になるわけですか。そういうことはな

いと思ひます。法令で定めてあるものと、これを政令で定めようと、行政事務には何らの変化はないものと思つておる、これはどういふ意味で簡素化になるのでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) お尋ねの第一点の安定性と申しまするか、変更ができていくという点について、第一にお答え申上げたいと存じますが、御承知のようにこの国立学校の定員に關しまする予算はいわゆる積上げ予算であります。他の行政機關の定員と同様に、国立学校三百三億の予算ができますときには、その内容といたしまして各學校別、學部別、學科別その他研

究所別の内部定員というものが積上げられて参つて、あの總額がでるのでありまして、申すまでもなく先般来この委員会が問題になつておりました建築費、文部本省の費用に含まれております国立文教施設費のようにいわゆる全額がきまりまして、あとで配付いたします予算とは違つたのでございませう。これは国立学校が特別会計でありました当時からそういうふうになつております。従いまして御審議願つておりますこの予算が閣議決定になり、国会に提出せられますときに、各学校当事者も、或いは文部当局も、或いはその他一般世間のかた々も、その予算によりまして個々の大学の定員が何人であるかということとは今日公知の事実であります。これを法律案に移すわけでありまして、これを法律に移すまいと、或いは又政令に移すまいと、一般的に公知せられるという点におきましてはちつとも變りはないのであります。若し仮に文部省がその間に介在いたしました、ここが或いは安定性という点でお話のことだと思ひますけれども、予算に違ひましたような定員配分を將來政令に書いたといひましたも、予算にない定員を附加いたしました学校は、それは空定員で使えませんし、予算にありません定員より少い定員を法令で書きまして、余りましたその学校の定員をほかの学校に予算として使用することができない、全く無駄でございませう。従つて予算通りの規定を作りますということ以外には方法がない、従つてその意味におきましては、法律で書きましようかと、政令で書きましようかと、いわゆる安定性というか、不動性と申しましよう

うか、その点は變りはないと思ひます。又国会の御審議権の問題もあるかと思ひます。それは各省庁の定員と同様に行政機関職員定員法のうち文部省の部分がございませうし、又国立学校の部分がございまして、年々の御改正の点には、ほかの行政機関の場合と同様に年々の予算に關連いたします増減定員の詳細な表を付けて御審議願つております一面、予算も御審議願つてございまして、行政機関職員定員法も詳細御検討願ふことであり、その点は十分御審議願ふものと考へております。又從來といへども学校の總定員は法律で規定いたしますが、教授が何人、助教授が何人、雇員が何人というのは、これは予算をそのまま省令で移す必要はないのであります。これにつきまして從來学校において別段の争ひも紛更もない。

次に行政の簡素化と申しました点は、むしろ私法令の簡素化と申しました点に一つ重点をおいて御了承頂きたいのでございませうが、同じ原因で一人殖やします場合、二つの法律を同時に改正提案をしなければならぬというやうなことは避けたほうがよろしいと思ひます。政府内部の各行政機関の定員を行政機関職員定員法で集大成をいたして、又各省別の政令、省令でその細分を書いておきます。その法体系を立てますことが、やはり我々としてはこの場合考へる必要があるのじやないか、そういう意味で申上げたわけでございます。

○荒木正三郎君 それではちつと向きを変えてお尋ねをいたしますが、從來国立学校ごとに職員定員を法律で定めて来たわけでありませうが、非常に不都合な点があつたのかどうか、非常に困つた点があつたのかどうか、そういう点を一つ。

○政府委員(福田清助君) 先ほど申上げましたように、行政機関職員定員法が年々その翌年度の定員を從來規定して参りましたから、從來その点において不都合はなかつたわけでありませう。又国会におきまして一方が別の御修正を受けたというやうなこともないし、そのまま從來は不都合はなく参りました。ただこのたびは如何にも三年先の定員を学校別に關する点につきまして、困難を感じた次第でございませう。

○荒木正三郎君 この三年先の学校別の定員というのは、そういうのをきめる必要があるのですか。

○政府委員(福田清助君) 国立学校設置法の附則第九項でありませうが「第九條の規定は、別に政府職員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない」とつて行政機関職員定員法が優先するといふ意味の趣旨を行政機関職員定員法ができましたときに挿入しましたわけでありませう。従つて行政機関職員定員法が行政整理の窮極の定員を本則に置き、それに至るまでの年次の定員を暫定定員と書くといひますれば、その間誤解を生じましたり、或いは適用の不能を生じたりするやうなことがないためには、やはりこの国立学校設置法の定員の規定も三表作りまして、三年先を本則として明年、明後年度を附則にいたす、これ以外に技術的方法はないと考へております。

で制定するということですが、私は他の行政官庁とそれから文部關係との間に相違があるのは、やはり教育關係は行政機関職員という範疇で一律に縛つてしまふということとは不都合がある、こういう点から從來分けておつたんじゃないかと思ふのです。私は教育關係の職員は必ずしも行政機関職員として性質は同じでないと思ふのです。ですから、これをこの法律一本にまとめ上げるということは却つて不都合が起るんじゃないかといふやうな感じを持つてゐるのです。

○政府委員(福田清助君) 行政機関職員定員法ができましたと同時に、或いはその後におきまして国立学校設置法ができて、各学校の定員が設けられたとすれば、お話のやうなことが推察せられるのでありますけれども、先ほど申上げましたように国立学校設置法のほうが先に出来まして、その当時のことも私も記憶いたしておりますが、行政機関職員定員法が集大成するときに、廃止しないか、合せないかという点で司令部との關係において随分トラブルがあつて今日に至つた、その順序が逆でございませうので、お話とは違つた私どもは解釈をいたす次第でございませう。又大学自体がほかの行政機関と違ひます点は、むしろこれは予算を如何に要求して如何に決定するかという行き方のほうに問題があるもので、或いはほかの行政機関は中央官庁において予算を提出いたしましてそれで決定する、支部局までそれで決定するといふことが仮にありまして、学校のほうは御承知のように学校から予算を提出せられまして、文部省と大蔵省と折衝して折衝の経過を一々学校

に知らせる、つまり大学の自治といふやうな点をこの点においても實際問題として尊重しておる、その扱いの違ひ点で私どもはいたしましては實際只今のお話の目的は達成しているように考へております。

○荒木正三郎君 私の言つてゐるのは、文部省本省に勤務している職員と、それから大学等の学校に勤務している職員の定員を一本にまとめる必要はない、こゝ言つてゐるのです。なぜ一本にまとめる必要がありませうか。

○政府委員(福田清助君) その点は行政機関職員定員法それ自体において区分いたしております。文部省六万幾ら、そのうち国立学校職員幾ら、その法自体で區別いたしております。

○荒木正三郎君 それから定員の問題については、いづれにしても安定性においては變りがない、こゝいう御説明であつた。その説明としては国立学校ごとに定員を決定して、その總計を行政機関職員定員法で規定するのだ、だからそこに不都合はない、こゝいう説明であつたのですが、そういうふうにして定員が決定されるのであれば、個々の国立学校の職員の定員も法律で規定しておいて何ら差支えがないと思ふのですが、なぜはさきさきなければならぬのか。

○政府委員(福田清助君) 本年まではそれで規定して参りました。先ほど来申上げますように三年先の定員を各学校別に規定いたしますといふことは、三年先の予算がない以上私どもも申上げておきますようにこの定員は予算をそのまま移す定員でございませうから、今空でその定員を書きますわけでございます、それこそ文部省の非

常な恣意が入ることで私どもはむしろ遠慮しなければならぬ問題だと考えました次第でございます。

○荒木正三郎君 どうも三年先というのが僕にはよくわからないのだが、もう少し三年先というのを。

○政府委員(福田清助君) 行政整理の方針をいたしまして、国立学校につきましては二千二百六十六人を総定員から落しております。これを三年間に、明年度は四割、次の年は三割、その次の年は二割、こういうふうな各年度別にわけております。従いまして明年度におきましては二千二百六十六人のうち九百何名であり、そのうち差引き三百何名の減というものを、今御審議頂いている予算に計上しているような次第であつて、大よそ三年先のいわゆる三割、二千二百六十六人の三割のトータルは、これはわかりません。ですから行政機関職員定員法には本則にその数字を書いておきます。併しそれを各学校別に分けず、場合におきましては三年先の各学校の欠員の状況とか、そこに至りますところの新規事業の学年進行の状況、その年における新規事業の状況、或いはその他各般のことを見合ひさせると、これは書くことは危険だと感じるわけでありまして。

○荒木正三郎君 その三年先のことまでを、今年に法律でそういうことを決定することになっておりますか。

○政府委員(福田清助君) 只今御審議願つております行政機関職員定員法はそういう体裁になつております。

○荒木正三郎君 それを、もう少し説明して頂きたい、詳しく。

○高田なほ子君 よく説明して下さい

い、私もわからない。

○荒木正三郎君 なぜかというところ、少くとも来年、再来年のことは予算が決定してないので、そういうことを法律で規定するはずは僕はないと思ひます。少くとも本年度分の定員について

これは予算審議と並行して決定されると思ひ、併し予算の裏付けのない来年、再来年度の定員をがつちりと法律できめてしまふということは僕はないと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 只今の行政整理は一定率を各機関の職別に応じて掛ける方針をとつてやつております。従いましてそういう職員のうち、この七万でありましたか、御説明いたしておきます。普通行政機関はそれを一年で整理するわけであり、或いは場合によりまして二十九年三十年という二年に亘つておきますけれども、学校におきましてはまあ特別に配慮いたしまして、三年の期間に亘つて徐々に整理するという方針を立てられたわけでありまして。即ち現在に對します一定率を掛けました二千二百六十六人という数字のほうに先に出て参りまして、それを一べんに整理することが困難だからということでは三年に延引したわけでありまして。従いましてどう延引したかと申しますと、二千二百六十六人のうち四割を二十九年度で整理して、三割を三十年、三割を三十一年度、まあこういうふうな整理することにしたわけでありまして。従つて二千二百六十六人という整理到達目標と言ひますか、最終の減員定員というものをといたしまして、各年度別の減員の總数が計算せられましたので、それを法律に出したような次第であります。

○荒木正三郎君 それではこれを政令に書くというた一つの理由は今説明せられた点にある、こう解釈していいですか。

○政府委員(福田清助君) 二つの理由でございます。この一つは法令の整備という問題、一つは現実何故にそれを今年急がなければならぬかと言へば、まあ技術的の今の理由、この二つの理由でございます。

○荒木正三郎君 そうすると、今の問題は私はそれは行政整理の見込みであると思ひます。それで来年度になれば必ずしもそうなるかならないかはわからない問題です。特に来年度においては学部の新設とか、或いはいろいろこの提案の中にあるように短期大学の設置とかいろいろ問題が出て来ると、新たに定員を増加しなければならぬ問題が出て来るかもしれない。行政整理としては一応のそういう目安は立てておきたいけれども、来年度においては定員がそれに限定されていることは私はないと思ひます。だからそういうことのためにこの政令にしておかなければならぬというものは、私は理由は薄弱であると思ひます。それから、もう一つは法令の整備だと言ひますが、文部省関係は六万人或いは七万人近くも定員があるわけなんです。他の省については非常に少ない定員しか擁しておらない。これは一本にしても大して差支えないと思はれる面もありまして、併し教育関係を含めた非常に大きな定員を持つて文部省は、別にこれを總枠で一本にまとめ上げる、こういう必要は私はないと思ひます。各

国立学校ごとにあつて何ら法令が整備されておらない、そういうことはないと私は思ひます。ですからその点でも説明を聞いておるのですが、よくわからない。まあ現実的な改正の狙いはいわゆる三年先の計画まで法令で、この法律で立てることができない、こういうことのようにありますが、そういうことは私は必要ないものと思ひます。どうも説明がよくわからない。

○政府委員(福田清助君) 今の法体系から申しますと、同じことを繰返して恐縮でありますけれども、行政機関職員定員法ができましたときに、行政機関職員定員法が国立学校の定員に優先するという趣旨でお互いの連絡をつけたわけなんです。従いまして行政機関職員定員法の既定の方針と申しまするが、体裁に合せません規定をここに規定いたしました場合には非常に誤解を生じ、或いは紛争を生ずる、これは合わせざるを得ないのであります。その場合に、只今荒木委員のお言葉の通りであります。二年先三年先には新規事業もございまして、又欠員等の状況もございまして、各学校別に割り振りまして今窮乏な枠をはめまして、又予算の関係でそれは直さなければならぬ。各学校は今そこで御心配になつていろいろ人事計画を立てられる必要はないと思ひます。差当り明年度の定員を明らかにすれば各学校としてはよろしい。ただ国家全体の方針なり全体の行政整理という点から見まして、一つの目標として国立学校職員につきましては二千二百六十六人という一定率を整理するという方針を国会で今年御審議願ひ。これは別にそれ自身としては差支えないのじやないかと思ひます。ただそれに合わせまして細別を今日やるというような点につきましては差支えたほうが賢明ではないか、こう思つた次第でございます。

○荒木正三郎君 それでは国立大学の職員定員をどうきめるかということ、これは各大学にとつて重要な問題であると思ひます。これは丁度各大学に振當てられる予算と同様に大学運営上重要な問題であると思ひます。が、これらの定員の決定ですね、決定はどのようにして従来なされて来ておるのですか。

○政府委員(福田清助君) 国立学校運営費に計上せられております経費、必ずしも定員ばかりではございませんけれども、これは既定の予算の上に各国立大学が新規事業を出して参ります。又ものによりましては学制制度の改革によつてなくなる部分もございまして、その学校の予算を文部省を通じて大蔵省に説明いたします。多くの場合学校自身も大蔵省に行つて説明いたしまして、二次三次の査定を経て各学校に一々通知いたしまして、各学校の責任者と相談しながら復活要求をいたしまして、窮乏の予算に到達するわけでありまして。従いまして予算が閣議決定せられます際に、恐らく各学校はそれ、教員会なり教授会を開いて、明年度の新規定員が幾らと決定したということは学内にも御披露になつておると思ひます。事務局長或いは学長当該責任者は閣議決定の前、大蔵省の最終決定の際に我々と同時に知るわけでありまして。さうな経過を以て決定いたしております。

○須藤五郎君 今荒木委員から、各大学の定員と予算の問題を出されました

が、私たちの資料の中には各大学の大学別の本年度の予算要求というものが出ていないのです。ですから昨年度の各大学の予算表とそれから今年度のと合せて私は出して頂きたいと思う。そうして審議をいたしたいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 各学校別の定員は差上げてあるはずでございませう。

○須藤五郎君 定員ではありません、予算です。

○政府委員(福田清助君) 国立学校設置法に關する予算を抜き出した分はやはりお手許に相当詳細に差上げてあるはずでございませう。全体の予算につきましては、まあ予算の参照書はうで一つ御利用願えませうでしようか。

○須藤五郎君 私に要求したのは各大学別の昨年度の予算と、本年度の予算とを対照した表が突は欲しいのです、その表を頂いておきますか。

○政府委員(福田清助君) 各大学別の予算の対照表というものは差上げてございませうけれども、これは非常に膨大なものになります。若しトータルの対照ぐらいなら調整できますけれども、これは予算参照書のうち十教員を費やしておる全部が学校でございませうから、それで一つ御覧頂くよりほかはないのじやないかと思ひます。

○須藤五郎君 そんな詳しいものではなくて、北海道大学が昨年の予算が幾ら、それから東京大学が幾ら、それで今年度は幾ら……要するに昨年度と今年度との予算の増減を対照してみたい。それと定員の増減を対照して審議したいと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 学校別の予

算の対照表を調整いたします。

○荒木正三郎君 それでは定員の問題について、三カ年間に二千六百人でございませう。

○政府委員(福田清助君) 二千六百六十六人でございませう。

○荒木正三郎君 これは何ですか、何%に當つてゐるのですか総人員の。

○政府委員(福田清助君) 三・六七二%でございませう。

○荒木正三郎君 この整理はどういう基準で行われているのですか。

○政府委員(福田清助君) この国立学校の整理につきましては、一応その整理はいたしません職種をいたしまして、教授、或いは事務局長、課長その他部局長、一人一職的なもの、これは整理の対象外におきまして、それ以外の教官つまり助教以下下の教官につきましては二%整理することにいたしました。それから現業職員につきましては四%の整理、それからその他の職員は八%といたしました。これをそれぞれ職種のつきましてこの率を掛けたわけであります。そういたしますと、総計二千二百六十六人の整理として、総計二千二百六十六人の整理というものが出て参りました。それに対して四〇%、三〇%というものを三年間に割るという計算をいたしますと、最初の年が九百三十三人の整理、次の年が六百八十二人の整理、その次の年が六百八十一人の整理、まあこういう数を得たわけでございませう。

○荒木正三郎君 そうすると、この前私が申上げた学術會議の要請の中には、大学のスタッフ充実を図るために、特に助手の増員を図ることという要望があるのですね。そういう要望があるのになお助教以下二%の整理を図るというところは一体どういふことなんでしょうか。

○政府委員(福田清助君) 増は増といひまして計算いたしております。大学院におきましては四カ年の学制施行に伴ひまして昨年百八十九人増員いたしました。本年は七十八人増員いたしております。従ひまして国立学校において増員が五百六十九人でございませう。一般の率を掛けての行政整理が明年九百三十三人、別に増員が五百六十九人、従ひまして差引三百三十四人の減が明年年度の減でございませう。

○荒木正三郎君 そこで私は根本的な考え方として、この学校職員を行政整理するといふ場合に、こういうふうな一定の率を以て整理する、こういう考へ方は間違つておると思ひます。今挙げられたように、二%とか四%とか八%といふふうな率を以て、それによつて整理を強行して行く、こういうことはこれは教育の實際から見れば他の官庁職員とは同様に考えられないと思ひます。なぜかといふやうな整理が行われておるのですか。それは私は今度のこの法改正とも非常に関連があると思つて、大学ごとに定員を法律で定めておつても、なお且つ助教の場合は省いておつても、なお且つ助教以下について、こういう一定の率を以て整理しているわけなんです。若し政令になればこういうことが易々とできるのじやないかといふ氣持を持つてゐるから特にお尋ねするのですが、少くとも教育機關については、こういう一定の率を以て整理すべきじやないと思ひます。

○政府委員(福田清助君) その御質問

の第二段のほうから先に申し上げたいと思ひますが、政令になると易々こういふことができるのじやないかといふ点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、これがそのまま予算に決定しております。予算に決定しております以上は政令で減らしまして、その部分の予算はほかに使へませう、これは無駄でせういふことはいたしません。又学校と睨み合はせまして予算で決定しております以上の定員を、若し法律或いは政令で割振りまして、それは定員で使へませう、そういうことは、私どももいたしましていたしたいと思ひます。第一の点は、学校の行政機構の点について非常に同情あるお話であつて、私どももいたしまして十分その同じような氣持でこれに對処して参つて来ておるのでございます。決して学校の教育職員定員が十分でない状況におきまして整理するといふことは非常に苦痛でございませうけれども、まあ全般的に政府の行政整理の方針といふものの適用を受けましたわけで、まあ極めて御覽の通り、或るものは適用除外し、或るものは非常に軽減いたしましたパーセンテージで整理をするという点で御了承頂きたいといふやうな次第でございませう。ただかたみ一面教官につきましては大よそ千九百人程度の欠員等もございまして、直ちにこの整理減員によりまして教授研究に支障を生ずるといふやうなこともなからうかと考えております。

○荒木正三郎君 私ばかり質問の時間をとるといふこともどうかと思ひますので、あと二つほど一緒に尋ねて説明

だけを求めます。その一つは欠員の話も出ましたが、私は大学に相当欠員があるといふことは當然のことだと思ひます。これは大学の教員といふものはそう簡単に得られるものじやないと思ひます。当然欠員といふものはあるのが然るべきだ、これは文部省も申しはしは説明しておる通りです。そこで欠員の分の予算ですね、これは如何やうに使用されてゐますか。

○政府委員(福田清助君) 俸給費は他に流用できません。今度の補正予算におきましては俸給費の残中一億を計上しておるというやうなことでありまして、欠員は欠員として年々そのまま使用して予算に組みます。

○荒木正三郎君 これはどうしてもほかに使へないといふことはできない性質のものですか。

○政府委員(福田清助君) 補正予算を組みます以外にはほかに使へないの

○荒木正三郎君 そうすると、これらの予算は必ずしも流してしまつておるわけですか。

○政府委員(福田清助君) 申さばその通りでございませう。

○荒木正三郎君 それと私は関連して、教官の研究費ですね、講座研究費等の問題についてお尋ねしておきたいのですが、この講座研究費と教官研究費との間に非常な差違があるといふのはどういふ理由なのか。

○政府委員(福田清助君) 講座研究費を支出しておりますのは、すべてこれはいわゆる大学院、大学、大学院を置きまして各部の講座でございまして、ここでは研究生もございまして、特別のその研究、教授の費用が多

だけと求めます。その一つは欠員の話も出ましたが、私は大学に相当欠員があるといふことは當然のことだと思ひます。これは大学の教員といふものはそう簡単に得られるものじやないと思ひます。当然欠員といふものはあるのが然るべきだ、これは文部省も申しはしは説明しておる通りです。そこで欠員の分の予算ですね、これは如何やうに使用されてゐますか。

○政府委員(福田清助君) 俸給費は他に流用できません。今度の補正予算におきましては俸給費の残中一億を計上しておるというやうなことでありまして、欠員は欠員として年々そのまま使用して予算に組みます。

○荒木正三郎君 これはどうしてもほかに使へないといふことはできない性質のものですか。

○政府委員(福田清助君) 補正予算を組みます以外にはほかに使へないの

○荒木正三郎君 そうすると、これらの予算は必ずしも流してしまつておるわけですか。

○政府委員(福田清助君) 申さばその通りでございませう。

○荒木正三郎君 それと私は関連して、教官の研究費ですね、講座研究費等の問題についてお尋ねしておきたいのですが、この講座研究費と教官研究費との間に非常な差違があるといふのはどういふ理由なのか。

○政府委員(福田清助君) 講座研究費を支出しておりますのは、すべてこれはいわゆる大学院、大学、大学院を置きまして各部の講座でございまして、ここでは研究生もございまして、特別のその研究、教授の費用が多

うございます。そういう次第で差等を設けているのが適当だと考えるわけであります。

○荒木正三郎君 それです、大体私がちよつと見たところでは二対一ぐらいの比率になつておると思うのです。で、従来は二対一・五ぐらいの比率でなかつたかと思うのですがね、それが二対一の比率にその差が拡大された理由ですね、そういう点。

○政府委員(福田清助君) 一昨年であります。この講座研究費を倍額にいたしましたのでございます。で、その場合に多少この一般の大学の教官研究費も上げましたけれども、まだその差がその通りになつております。私も思ひましたし、これは講座研究費それ自身も或いは教官研究費それ自身も十分と思つておりました。ただまだ倍にいたしましたから年所も経過してないで、講座研究費の予算を増額するといふことに非常に困難を感じまして、まだ実現していませんけれども、なるべく早い機会に教官研究費のほうも又増額したいと考えております。

○荒木正三郎君 これは私は一定の予算の中で割振りが適当でないとかあるとか言つてゐるのではありません。ただまあ講座研究費は大体旧制大学が多いと思ふのです。それから教官研究費は新制大学の面になると思ふのです。が、まあ今日新制大学の充実といふことはやはり相当重要な問題ではないかと思ふのです。そういう意味において、この問題はこれは枠内で操作するといふことは解決できないと思ひます。そういうことをすればこれは講座研究費を割つて教官研究費に廻すといふことが行われなければならない。そ

れでは私は工合が悪いと思う。どうしてもここにこの講座研究費とか教官研究費を増額しなければならぬと思ふんです。これについても学術会議から具体的に要望が出ております。で、その要望は御承知の通り非実験において五十万円、準実験において七十五万円、実験において百四十五万円、特別実験において百七十五万円、この程度に増額してもらいたい、こういう要望が出てゐるわけですね。この要望と文部省のこの予算とは余りにも僕は離れておると思ふのですが、外国における事例なども引いて、この点なぜこういうわけの科学的研究所とか又科学研究だけであつたけれども、こういう研究の重要性が強調されてゐる段階において、こういう要望がまあ始んどこの予算には現われておらないのですね。

○政府委員(福田清助君) 講座研究費と学生経費或いは旅費、光熱、水道費、或いは本省費に組んでおります。科学研究費、これはやはり一つの研究といふ点について相関連して使用せられるのであります。で、学術会議あたりは講座研究費といふものに中心を置いてのお話でございまして、この趣旨を達成いたしまする場合におきましては、やはりこれは込みにして経理せられております講座研究費以外の周辺の学生経費或いは旅費等も上げなければならぬ。先ほど申し上げましたように一昨年は講座研究費を倍にいたしました。次の年は学生経費とか教官旅費とか或いはその他光熱水道とかそういう点を増額することによりまして、講座研究費が成るべく研究それ自身に、その周辺の費用を増したわけであ

ります。明年度の予算要求におきましては実験、非実験或いは臨床というような区分以外に医学、歯学、化学というように特別に金のかかりますものにつきましては特別実験或いは非実験と実験の間に準実験を設けるとか講座研究費の配分の区分を改善することによつて一段の改善をしようと思つて要求いたしました。ただまあ国立学校総額は三十億程度増えましたけれども、その分が増額しないことを大変遺憾に感じております。

○荒木正三郎君 これは諸外国の大学の研究費などと比較してどういう水準にあるのですか。

○政府委員(福田清助君) 只今申しましたように経費の区分が非常に異なりますので、その中で標準的なものを取り出すことは非常に困難でございまして、けれども、勿論今日の状況といつたしまして欧州或いはアメリカあたりの或いは二分の一、或いは三分の二ぐらいな、これはものにもよりますけれども、そういうふうな私どもは聞いております。ただここで申し上げることは、的確な対比の材料を持ち合せていないことを申訳なく考えております。

○安部キミ子君 ちよつと関連質問であります。昨日ですね、衆議院の厚生委員会が今日問題になつてゐるビキニ被災者につきましての都築博士の研究費の問題が話題になりましたとき、都築博士は年間に百八十万円しか研究費がないと、これでは今日のようにな重大な責任は全うすることはできないという発言があつたといふことを聞いておりますが、事実はどうでござい

○政府委員(福田清助君) 何分にも年度末で起りましたことでありまして、各学校のそれ自身の費用も使い切つております。又科学研究費のほうもすでに配分済みでございまして、併し科学研究費は只今御審議願つております予算が通過いたしましたれば、成るべく早い機会に配分委員会にかけたと思ひます。従つて明年度の科学研究費で相当この目的は達成し得るのじやないか、又各学校の経費も使えることになるだらうと考えております。

○安部キミ子君 それでは明年度は何ほくらい予算を考へていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(福田清助君) これは申請によるわけでありまして、昨日も関係の教授と伺つておりますけれども、御要求を見まして考慮したいと思ひます。

○安部キミ子君 先日それとちよつと何ですが、研究費の単価の問題でございまして、先日教授のかたで年七万円、それから理科系統のかたで二十万円というお話でございましたね。

○政府委員(福田清助君) はあ。

○安部キミ子君 そのことにつきまして、事実名古屋大学の先生のお話を伺いましたところが、そのように、あなたのおつしやるほど費用が来ないといふことを聞いておりますが、それに間違いないでございませうか。

○政府委員(福田清助君) 名古屋大学のはうは講座組織でございまして、この講座研究費、これが講座へ参りますから、その講座を組織する個々の教授に幾ら行くかといふことは大学で分けになるわけでありまして、ただ常に講座研究費はこれだけが教室に行くかどうかといふ問題につきましては、研

究に附随いたします光熱、水道費、これは非常に大きいのでございまして。或いは電話料金とか或いは共通の用人の費用であるとか管理的な費用から支出せられます。まあそういうふうなわけで、本部でまとめて光熱、水道、或いは電話料その他の費用を払います分が多いものでございまして、従ひましてその教授がこれだけ御自由にお使い下さいといふ費用はこれより少くなるのが普通だと思ひます。

○安部キミ子君 今日この原子病研究につきましては、臨時の措置がとられておるのでしょうか。

○政府委員(福田清助君) 只今のお答えのように、予算をいたしましたし、今御審議願ひております明年度の予算がきまれば、成るべく早く科学研究費の配分を考慮したいと思つております。

○荒木正三郎君 僕のはうは質問がまだ少し残つてゐるのですが。

○須藤五郎君 今に閣下して。

○荒木正三郎君 では結構です。

○須藤五郎君 今の講座の費用が講座のほうにうまく廻つていないといふやうな話ですが、昨年度の予算で見ますと相当はかに流用されてゐると思ふのです。而もその流用が事務諸費のほうに流用されてゐると思ふのですが、そういうことは正しいことですかどうですか。

○政府委員(福田清助君) 国立学校運営費のほうは講座研究費、学生経費等で成り立つております。これは予算算定の基準でございまして、別に流用ではなく、彼此総合いたしました使用わけでございます。ただ私どもとしては成るべくこの算定基準通

りに運用したい、でないかと将来増額したり或いは大学の財政計画を考えます場合に非常に困難でありますので、成るべくそうしたいという意

味におきまして、講座研究費以外の、例えば学生経費を多くするとか、或いは教員旅費を多くするということが講座研究費は成るべく講座の末端に入りたい、できれば光熱、水道費というものも大きく取分けて、これが純粋の研究に振向けられるように年々少しずつ苦心をいたしております。た

根本的にはこの前相馬委員にお答えいたしましたように、大学財政の実態調査をいたしておりますから、その実態に即して今度は組んで参りたい。そうした場合には或いはこうした講座研究費という名目がいかなければ別に考えまして、研究所の実際に応じた予算の組み方に成るべく早くいたしたいと思っております。

○須藤五郎君 余りに流用が大き過ぎて折角の講座のほうに金が廻っていないということが現実だと思ひます。これは文部省として看過すべきことじゃないと私は思うのですが、それが平気な状態で文部省は擬装しているわけですね、この問題に対して。

○政府委員(福田清助君) 決して妙なところへは廻っていないのであります。研究に必要な電気料、ガス代、或いは石炭代或いは水道料、この辺に本部止償費用として出るのが非常に多いのでございます。いろいろ私どもの実態調査が或る程度進んでおりますので見ております。いずれもやはりそれは研究に必要な面である。ただ一面そういう感じを持たれます。将来光熱、水道なら光熱、水道でこれから取分けてしま

う、或いはそのほか学生経費その他も純粋に分けてしまおうというようなことがいいのじやないかと思ひます。

○須藤五郎君 私たちは詳しく内容がわからない、流用の内容が、どこへその金が使われておるかということがわからぬので、若しもすぐ出せるならば昨年度の流用がどういふふうな点に流用されたかという点を私は資料として出してもらいたい。

○政府委員(福田清助君) これこそ学校に任せております費用の運営の問題でございますので、私どもが実態調査というふうな特殊の意味におきまして或る学校を調べる場合にはわかりやすくけれども、こういう点は文部省におきまして中央集権的に報告を受けておる点でないで、今御質問にありま

○須藤五郎君 私たちの聞くとところによりまると、あなたの言つたような、そういう方面だけではなしに、事務所の事務員が出張したり何かする、そういう方面にまでそういう費用が流用されておるといふようなことを聞きますので、そういうことがあつては非常に問題だと思ひます。ですからそういうことに關して私たちはもつと詳しく知る資料を提出してもらいたい。そういうふう

○政府委員(福田清助君) ちよつと今の本年度と明年度予算で預いております大学財政の実態調査、これは進行に従ひましてそういう点につきま

○須藤五郎君 もう一つ関連して定員の問題ですが、今年の定員と去年の定員を比較して見ますと、今年は大分減つておるわけですが、而も非常にたくさん減つたところとたくさん増えたところとあるわけなんです。増えたところを言つと北海道大学、北海道学芸大学が二十三人、それから岐阜大学が二十八人、神戸商船大学が二十五人、広島大学が三十四人、愛知大学が四十八人、減つたところを見ますと東北大学が五十一人、金沢大学が二十三

名、九州大学が三十名、こういうふうな減り方をしております。この増減に對しまして私たちは何によつてこういう増減がなされたかという資料がないわけですね。それを説明して頂きたい。

○政府委員(福田清助君) 只今お話の北海道学芸大学は毎年教員の養成という意味におきまして二年課程の定員増をいたしております。従つてそれに關連いたします教官の毎年増と二年課程でござい

○荒木正三郎君 研究費の問題に關連して今須藤君からも研究費が旅費に流用されているのじやないかというお話があつたのですが、これも私はそういうことを聞いておるわけなんです。こ

○荒木正三郎君 研究費の問題に關連して今須藤君からも研究費が旅費に流用されているのじやないかというお話があつたのですが、これも私はそういうことを聞いておるわけなんです。こ

れを私はここで答めるといふ意味で質問するのじやないのです。それは余りにも研究出張費が少な過ぎる、この資料で見ても教授で年一万三千元余り、それから科目別の大学では九千円しかないのです。助手になると三千四百円と七千八百円、これでは研究出張はできないと思ひます。余りに研究出張費が少いためにどうしても大切な研究費がそのために食われるというふうなことが起つておるのじやないかと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 昨年の当初予算におきましては研究出張旅費を多少増額いたしました。夏の国会におきまして修正減のほうが多い關係でそれから減つてしまつておるのであります。明年度予算におきましてもまだ増には至らないのを大変遺憾に考へております。

○荒木正三郎君 私は文部省に預いた資料で数字を挙げておるのですが、これでは問題にならない。今日小学校の教官が大体私はまち／＼だからよくわかりませんが、五、六千円はもらつておるといふことです。大学の教授とか助教とか、こういう人たちの出張といへば、かなり遠距離になると思ひます。そういうのは非常に少ない。これが研究費を食うと言ひますか流用するといふことになると思ひます。この点はもう少し考へ直す必要があるのではないかと

○政府委員(福田清助君) 只今申しましたように国会において修正減になりましたが、費用にございまして、ちよつと増額要求することが困難な状況であるわけでございます。

○荒木正三郎君 それからもう一つ

は、大学の事務官が教授の給与を食つておるのではないか、そういうことはありませんか。

○政府委員(福田清助君) 教官の俸給につきま

○荒木正三郎君 それで今主として講座研究費或いは単なる研究費、出張費の問題についてお尋ねしたのですが、この間から私二、三あつたところでは、研究費が少いために内職といふか、そういうことによつて研究費を補つておる。こういう事例があるといふことを聞いておるのですが、そういう事例は私はあると思ひます。やはりこの際こういう研究費、講座研究費等の予算の増額、これは是非実現してもらいたい、こういうことを要望して一応私質問打ち切ります。

○木村守江君 ちよつと福田局長に国立学校設置法の一部を改正する法律案に關連いたしまして伺ひたいと思ひます。その中で、一休今日の全国の大学がこのままで大学教育に支障がないと考へておるのですか、現在の状態

○政府委員(福田清助君) まあすべて満足といふことはなかつた、むしろか

以来まあ皆様の御支援によりまして相当長きに充実に進歩して参つた点はこれは事実だろと考へております。

○木村守江君 只今のお話よくわかるんですが、ただ非常に設置後内容、講座その他すべての点において充実したというんですが、一体各大学の設備、研究費等はどうかというふうな接点になつておりますか。これは今ちよつと直ぐには……。

○政府委員(福田清助君) 先般御要求によりまして国立大学予算算定の基礎という資料をお手許に差上げてあります。各講座研究費、実験費その他臨床或いは教官の研究旅費その他一つ御覧頂けると有難いと思ひます。

○木村守江君 あ、いろいろの資料を見まして、諸予算の概要を見まして、今日のような文部省の予算を以てしては大学のいわゆる学校差がだん／＼増大して行くような傾向を認めると思うのですが、その調和をどうやって行こうと……。

○政府委員(福田清助君) 丁度大学院の設置が昨年でございまして、大学院の学年途中途でございまして、自然大学院を置きます大学に諸種の力点、設備費にいたしましては建築にいたしましては或いは定員増につきましてはまあ頗著でございまして。私どももいたしましては勿論これ以外の大学のほうもいたしたいと思つておりますけれども、まあ一定の財政の限度におきましては一方のほうは学年進行中とはにかくこれをやり通さなければならぬという関係がございまして、まあその点は一つ御了承頂きたいと思ひます。

○木村守江君 観念の相違だと思ひますが、勿論大学院を設置する学校は大学院の施設充実を図らなければできないと思ひますが、やつぱり大学は大学としての形態を備えて行くようにすることが国立大学としての一番大事な仕事じゃないかと思ひます。

○政府委員(福田清助君) 例へば図書費でありますとか或いは設備費でありますとか、こういう点につきましては他の新しい大学に非常に今欠けるところがありまして、そういう点につきましては主としてそういう点に充ちたいと思ひます。

○木村守江君 局長のほうでは大体今の大学が決して満足とは言われないが大学としての体裁を保つて行けるというふうな状態ですが、我々静かに考へてみますると、今の大学は旧制の高等学校にちよつと毛の生えたというふうな状態の大学が相当あるのじやないか、それでいてなおそういうやつはないと考へますか、それともそれでも大学の教育に差支えないと考へられますか。

○政府委員(福田清助君) 先ほど当初申し上げたように、決して十分とは考へないのでございまして。殊に學術研究というふうな面につきましては、もう望みも非常に高い問題でございまして、決して現状を以て満足だとか十分だとかいう点からは距離は非常にあることだと思つております。

○木村守江君 そうすると実際にいましては現在のこの文部省の予算を以てしては大学として大学にふさわしいような教育が得られない、大体において旧制高等学校に毛の生えたような状態のものがあるというところをお認めになりますか。

○政府委員(福田清助君) 国立学校校運

費も三年前百四十億が三百三億、まあここ三年間くらいに倍額くらいになつておるようなわけでございまして。年々二、三十億ずつ増加して頂いておりますが、まあ暫く年所を越えていたしますれば、内容も設備も又教官組織もこの四、五年で随分転換して参りましたから、私も将来充実の希望は決して捨てないでございまして、ただお言葉通り現状は満足すべき状況かと言われれば、満足からは相当遠いと、まあこういう状況でございまして。

○木村守江君 どうもこの問題はこれ以上論議してもなか／＼結論に達しませんので、お互い考への違いがあるの……。

次に学校教育法の一部を改正する法律案についてですがちよつとお伺ひしたい。この法律は……。

○委員(長川村松助君) 木村君、今国立学校のことを質疑しているのですが……。

○木村守江君 三つでないの。

○委員(長川村松助君) そうじやない。

○木村守江君 あ、そうか。それではあとにします。

○委員(長川村松助君) 福井政務次官が見えましたが、国立学校関係の質疑はこの程度にして、政務次官の質疑をなさいますか。

○須藤五郎君 高田さんが今留守中で、この前の私の要求いたしました説明ですね、去年のニューヨークの原子講習会の内容を報告して頂いたら便利と思ひますが。

君から質問の通告がありますから。

○荒木正三郎君 私は新聞紙を通じて二、三のことをお尋ねしたいと思ひますが、今度のビキニ環境における水爆の実験の際邦人漁夫が被害を受けたそのことについて、日本の学者によつて被害の状況及びこれが治療についていろいろ研究がなされておるわけなんです、この問題をめぐつて日本側では十分日本側だけで調査ができると、こういう見解を発表しておられるようでありまして。これに対して外務省あたりから日米合同でやつてもらいたいとか、いろいろ支障があるように聞いておるのですが、そういう経緯について、まず御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(福井勇君) お尋ねの問題につきましては、文部省の所管の面といたしましては大学の研究といたしまして当然これをつつ込んで行かなくやならん問題といたしまして、現在のところ東大の中泉教授それから都築教授それから木村健二教授等を現地に派遣し或いは又資料を東大の研究室に持ち込んでこれが検討を続けておる今最中ではございまして。御存じの通り厚生省においてもこれが所管が大きい分野がございまして、厚生省とも協力してやつておるのでございまして。只今の灰は船体に付いたもの、それから漁師の体に付いたもの、それから漁師が呼吸したものの、この三つの点から検討しなければならぬというので、その分析をずつと続けておりましたのでございしますが、その内容、元素というものは見通しがつきかけて来ておるようでありまして。ところがその治療の対策

でございまして。

○委員(長退席、理事木村守江君委員長席に着く)

原爆の治療法といたしましては非常にまだ心配がございまして、アメリカ等にもそういう十分な効力があるというふうな薬がなさそうでございまして。そして現在の過程といたしましては、先ずこれを普通の病症の実験に行われると同様に、動物試験でこの放射能がどういうふうな現われて来るかというところで、動物にこれを注入してその組織体のうちに食い込んで行く方法を今すでに着手しておるのであります。従つて従来のわかり切つた病氣に対してすぐ処置をする、薬を盛るというふうなことに對して、時間的には非常にまあ遅れるということが残念な点でござい

ます。只今までに私が入手いたしました点では以上の通りでございまして、極力この面につきましては科学研究費という方面からも、研究費の面から文部省のほうから出せるものは費用として出し、十分な処置をしたい、試験研究をしたいと奮勵しておる最中でございまして。

○荒木正三郎君 特に新聞に報道されている面でお伺ひしたいのは、東大の総合調査団の代表が外務省を訪問して、中川アジア局長を通じて、日本側としては飽くまで自主的に研究を進めて行きたい、外務省からアメリカ側に伝えて欲しい、こういうことを言つておられるのですか。ということ、この自主的な研究が阻まれるような問題が起つておるんじゃないかということをお尋ねしたいのです。

○政府委員(福井勇君) 只今私のところに入つた資料だけでは、まだ阻まれ

ておるというようなことを耳にしておりませんが、このようなお尋ねがございましたら、直ちに一つ外務省のほうへ連絡をとって、その真相がわかればお知らせしたいと思つておられます。

○荒木正三郎君 この申入れには文部省の岡野学術課長も同席しておられるというふう聞いておるのですがね。

○政府委員(福田清助君) 別に正式の命令があつたわけではありませんし、正式に申入れたわけでもないのではありません。ただ中泉教授と岡野学術課長が研究の現在の状況及び研究を続けさせるに必要な諸種の条件というような点につきましていろいろ関係者に説明しておる、そういう事実だけでござい

○荒木正三郎君 それに関連して第五福龍丸ですか、ああいうものは確実に日本の手において確保できるようになつておるのですかどうですか。

○政府委員(福井勇君) 確保と仰せられるのは現地において試験するとかこちらの手で試験する、管理するとかいう、そういうような……

○荒木正三郎君 ええ、そういうわけなんです。

○高田なほ子君 補足質問しますが、ちよつと把握が足りないと思う。今の質問は福井さんの言う第五福龍丸を管理するとかしないとかいう問題ではなくて、仄聞するところによるとアメリカから第五福龍丸はアメリカ側に一つ研究資料としてよこせというような強硬な申入れの形が何らかの形である、こういうことに對する荒木さんの質問なんです。そういう簡単なものじやないのです。そうなんです。

○政府委員(福井勇君) 大変不注意であるという私はお詫びをしたいと思つてございしますが、昨日外務委員会で外務当局がその点について答弁したというのを今局長から伺いましたので、この点もすぐ調査いたしまして御返事させて頂きたいと思ひます。

○須藤五郎君 今のことに関連ですかちよつと一言、やはりこの問題については外務省関係の意見を聞かないとはつきりして来ないと思ふのです。アメリカは資料調査を全部アメリカの手で渡せ、あの船を横須賀に引張つて行ってアメリカの施設の中で調査するのがいいと言つて、とにかく強引に來ていふようですから、それに對する外務省の意見などを聞く必要があらうから、外務省関係の人も一つこの委員会に呼んで外務省の意見を質するじやないですか。提案いたします。

○荒木正三郎君 それで私の言つておつたのは、これを日米共同で調査研究をする、こういう名前の下に貴重な資料が日本の手から離れるのじやないか、こういう心配が現に起つておると私は思ふのですが、そういうことに對して文部省はどういうふうな考え方をしているのか聞いてみたいと思ひます。

○政府委員(福井勇君) 現在のところアメリカ側が研究に協力する、向うが研究を主体となつてやるのじやなくて、アメリカ側がとにかくこの実験をやつた、向う側の実験によつてこのことが起つたのでありますから、この治療並びに研究に協力したいと言つて参りましたのは、私たちはこれは受入れてもいい、こういうふうな文部省では思つておるのであります。

○荒木正三郎君 ところが協力という形が日本の自主的な研究を阻む結果が起る例があるという事態になつておると思ふのです。だからこそこういう申入れが行われて来たのじやないかと思ふのですが、そういう点です。ただ単なる協力を求められたので、協力してもらつてもいいというふうな私は問題じやないと思ふのです。

○政府委員(福井勇君) 先の御質問にありました通り、これは外務省と外交関係によほど重大な関係があることでもあり、文部省の一政務次官としては間違ひがあつた答弁をしては大変でございしますから、外務省の出席いたしませう。こちらへ呼びました委員会において十分一つ相談の上お答えしたいと、こう思つております。

○高田なほ子君 その点について関連いたしますが、成るほど外交関係に非常な重大問題があるから文部当局としてはこどもつてはつきりお答えができません、この態度はいいと思ふのですが、こは文部委員会でありまして、それとは別個に、原子爆弾災害研究所というものは、これは文部省に所屬してゐる研究所だといふふうな新聞に出ておる。そこで今の荒木さんの質問に関連して尋ねたいことは、原子爆弾災害研究所という名前であるからには、これは今までもアメリカ側と協力したといふことがやられて来たんだではないかと思ひますが、不敏にして我々が原子研究所があつたといふことを新聞で知つて驚いておるような状態でありまして、この内容やなんかをこの機会に一応お知らせ頂くことと、それからアメリカ側とどういふ協力を今までこの研究所がして來ているのか、

そんなような点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(福井勇君) 御指摘の原子爆弾災害研究所というのは文部省の所管には全然ございません。従つてお尋ねの資料も只今手許にはございませ

○高田なほ子君 これはそうすると新聞で発表になつてゐることは、これは間違ひでしようか。どこの所管にこれはなつておりますか。

○政府委員(福井勇君) 間違ひであらうと思ひます。

○高田なほ子君 そうすると、根も葉もないことを新聞に書くわけはないので、文部省の管轄下で原子爆弾の災害に関する研究をしているところがどこにあるわけですか。

○政府委員(福井勇君) これはすぐ私も調べたいと思ひますが、科学研究所という文部省の総合的な研究がございすね、その総合研究の中の一部としてその項目があるといふようなことは私は予想されますが、併し災害研究所といふものが、今文部省の所管になつていないといふことは事実でございします。そういうような点で何か途中で活字になるまでにミステイクがあつたんだではないかと予想しますが、これは私はすぐ調査いたします。

○高田なほ子君 それでは文部省としてはABCの研究と文部省の学術或いは科学の研究といふものとは一切合財全然無関係なのだ、こういうふうにとられるわけですが、それでよろしいでしょうか。

○政府委員(福田清助君) 只今政務次官から答えられましたように、研究所は多く国内にあります研究所でありま

すから、往復いたしましたいろいろ資料を交換いたしておるかも知れませんが、文部省の営みとか、文部省の仕事にはないわけでございます。

○高田なほ子君 それではあれですか、昨年山本博士がアメリカに行かれたのについて行かれたといふことを私伺つたわけですが、そうすると、旭硝子の山本博士が派遣されたのは文部省から派遣されたのではないのですか。どういふところから派遣されているのですか。

○政府委員(福井勇君) これは文部省から派遣したのではございません。これは当時この席でもちよつと私申し上げた記憶がございします。昨年の十月二十九、三十日の會議でありまして、とてもこちらから人を選んで派遣するといふ時間的な関係で間に合ななくて、アメリカの新木大使から外務大臣に宛ててこういう会合に出ないかという招請がアメリカ側から来たといふ、その宛名は新木大使から外務大臣宛に來てゐるのであります。そうして外務大臣宛は文部省の人に来いとか、通譯省の人に来いとか、そういうようなことは、全然調つてはございませ

ん。従つて出過ぎた話ですが、その文書が福井宛に來たわけではございませ

んが、たゞこの原子核研究のことについて文部省が丁度着想しておつた矢先でありますから、私の局のほうから私の手許までその書類が届いたのでありますが、その届いたときには無論論に合はなかつたわけでありまして、それで山本博士は恐らく、恐らくじやございませ

ん。そのときの通知状、新木大使から外務大臣宛の手紙の中には取りあ

戴したいと思う。

○政府委員（福井勇君） そのように取
計りたいと思つております。

○永井純一郎君 政務次官に一言お尋
ねしたいのですが、稲田局長からもお
答え願いたいのですが、この原子病の
研究について、今治療をいろいろし、
且つ研究をしておられるわけですが、
新聞で見ても、都築博士なんかが、非
常に研究が足りない、と、衆議院の委員

るようですが、先ほど局長は、来年度の予算がもうすぐできるから、足りないところはそれが使えらると思うというようなお話がありましたけれども、これは来年度は来年度でどうせ先ほど来年度の質疑応答でわかるように、研究費がもの非常に足りないのです、研究費そのものが……。原子病に対する研究の金というものは私はやはり特別に出してやらなければ、ほかの研究が今度できかなくなるわけですから、文部省は大蔵省に対して、予備費を早急に出してこれを徹底的に研究し得るような措置を全然してないかと思うのです。そういう

な学者が研究ができない。余計なアメリカから来てなんだと言つと、自然それにくつついて行かなければならないということになつて行くと思ふ。この原子病の研究について、特に私はアメリカがタツチすることを好まないいろ／＼な理由を知つておりますが、これは文部省はそういう立場とは別に、是非日本の立派な学者が早速にどん／＼研究ができるように、先ず知識省と折衝して予備費を使うといふこ

とを私はすべきだと思つたのですが、それをしているのですか。

○政府委員(福井勇君) 今着手しております現在の研究並びに処置等については、厚生省で治療についてまとめでやつております。研究費は御指摘のように別にこれは文部省としてもすぐ考慮をいたしたいと、こう思つております。

○永井純一郎君 そこで、先ほど福田君の答弁では、それを今ないから、来年度予算がもうすぐできるからというやうなことが、そういうことをしておつたのではほかの研究の費目を結局食つてしまふわけでしょう、来年度の費用にないのですから……。それで今すぐ文部省がこの学者の人たちと相談をして予備費を取れば、私は取れるはずだと思つたのです。それさえやつていないというのは、文部省が熱がないという証拠だと私は思う。文部省がしつかりしていないのだと思う。ですから、予備費を取つてということとを今日早速やつてもらつて、速急にその点きめるべきだと思つたのです。その点お伺いいたします。

○政府委員(福田清助君) かくのごとき研究者が相互的に協力いたしまして研究いたします費用は、これは科学研究費がそのところだと思つております。明年度の科学研究費総額八億余あるわけでございまして、その配分を先ず考慮いたしたいと、これが申請によつていたすわけでありまゝから、年間を通じまして将来科学研究費について不足するやうな状況がありますれば、それはそのとき考慮するということでもりでございます。

○永井純一郎君 そういうことをあな

た固執している必要はないですよ。なせ予備金の折衝をしないかということをやつておるのです。八億は八億で予算を組んでおるのですから、項目があるでしょう、こういうことをやる、こういうことをやるという……。その中に原子力の研究はないのでしょうか。

○政府委員(福田清助君) 科学研究費は、あらかじめ内容がどういう目的とかどういう研究とかいうことはきまつてない性質でございます。従いまして、その配分は委員会において決定いたします。科学研究費の配分の申請が今出ようといつておりますから、ともかくその内容、金額等を検討いたしまして考えたいと思つております。科学研究費で若し足りない場合がありますれば、別に予備費を取りまして、科学研究費を増して使う以外に方法はないかと、要するに使用するのは科学研究費でございます。

○永井純一郎君 予算を組む場合に、漠然とかみ金で組むということとは、どの項目についてもありません。必ず一定の少くとも推定の事項があるはずなんです。それは一応別として、原子力の研究は時期を失してはならないものがあるはずですよ。今すでに患者がおるし、都築博士は、治療と同時に研究費を多分に盛つて研究を進行しなければ時期を失するといふ意味のことを言われておる。それは当然私は予備費を要求して取れる項目であるし、日本としては非常に重要な研究だと思ふ。どこの学者にも負けないだけの研究ができる状態に置かれておるわけですから、それを今すぐ文部省で予備費を取つてという折衝をすべきだということを

言われておると思いますが、政務次官は一つそれをやらねばと思つております。

○相馬助治君 関連して今永井委員の言つておることは極めて私適切で、本来ならば当然この委員会の問題にされる前に文部省が動いておるべき筋のものだと思つた。御承知の通り、学術研究費というものは一つの講座なりテーマなりで大体予算を立てて、長期の研究をして行くための費用なのであつて、特別にこういう大きな問題が起きて緊急に金が要するという場合には、予備金の支出をいたしてこれで賄う以外に手はないと思つた。若しあるとすれば、今の永井委員の指摘のことは無用である。こういう方法で文部省はやるのだから、こういうことを明確にすべきであるし、そういう返答ができないならば、一体どういふふうにしてこれをやつて行こうとするのであるか。又予備費の折衝については、どういふふうな考えを持つておるかというのを、現実の上から一つ嚴肅に御答弁をして頂きたい。

○政府委員(福井勇君) この予備費の永井先生と相馬先生の関連の科学研究費に関する使用方についての詳細な説明がちよつと局長のほうで足りないやうでございますから、その点を先ず説明させまして、私がお答えしたいと思つております。

○政府委員(福田清助君) 先ほど永井委員の指摘いたされまして科学研究費のほうの機関研究費幾ら、総合研究費幾ら、その他各個研究費幾らという総括りにおいて毎年予算を頂戴いたします、それを如何なる研究主体に出す

か、如何なる研究題目に出すかということとを学術会議のほうから出しました委員がその学者の申請を審査いたしましたので、その後において決定いたしましたわけでありまして、あらかじめ継続的にどの研究機関に幾らというふうにきまつていないのでございまして。そういう次第でございますので、今回におきまして、も東大関係の研究者あたりとお話合をしておりまして、どのくらい一体御要求になるのか、その御要求を伺いたいということを私どもから申しております。その御要求がまだ出て来ないのであります。それが出て参りますれば、やはりこの科学研究の委員会と相談をいたして、先ずこれは科学研究費から支出したいと考へております。その申出でられませんでした金額が非常に大きな金額等でございます。それは、それは只今御注意にありまして、うに予備金支出その他時期に遅れないやうに努力いたすつもりでございます。ただこれは飽くまでも文部省がいたす研究ではなく、こつちは助成する立場に立つておりますから、研究者のほうから御要求を伺いたいというのが只今の段階でございます。

○永井純一郎君 大体幾らかわかつて来ましたが、予備費は、今すでに治療をしていのですから、その治療に當つておる学者が同時に研究を進行しなければならぬといふことを言つておられる。その時期をここで十日も二十日も一月も費やしておつたのでは、科学研究費の審査はともそれはもう一月や二月では毎年きまつていない、長くやつておる、だからとても間に合いません。ですから予備費を取ること、これは文部省が努力すればでき

る、又提案すべきである、又そういうことは当然のことなんです。それをしないという理由は一つもないのです。これは局長、政務次官は今すぐやらねばならないと思つた。同時に早速やりませうといふことを、これは政務次官から一つ答えて頂きたい。

もう一つは外務省をあとと呼んで、一緒に外務省が来ていところで政務次官はいらへ、質疑応答したいとおつしやいました。それは御尤もであつて、そのとき同時に私は学者の人たち、それから大学の研究で直接これに當つていの人たちをも一緒に私は呼んで申上げておきたい。今政務次官から予備費の折衝をするという点については、一つはつきりしたお答えを願つておきたいと思つた。

○政府委員(福井勇君) 研究費の使途の部面について局長が説明申し上げましたことはその通りであります。が、直ちに現在、私今朝の新聞を不幸にしてまだ見ておりませんが、御指摘のやうな、先生がたと連絡をとりまして、適当な予算的措置について協議をするにとにいたします。

○安部キミ子君 関連して……。今政務次官からお話がありましたので、一応安心はしましたが、併しベッドに寝ている病人は、今自分の生命がどういふ危機に立つていられるかという恐ろしい現実の前に立たされていられるわけなんです。昨日も都築博士のお話によりまして、そのストロンチウム九十とかいう放射能は、白血球を大食つてしまつて、今何人かの人たちは二千しか白血球がないという恐ろしい限界にまで来ており、およそ二千しか白血球がなか

ういふことをお尋ねしても筋が違ふか知りませんが、この日本の学者の平和を愛する気持ですね。そうしてアメリカの支配を受けたくないという気持、これを文部省としてはどういふふうな決意をもつて守つて行こうとしますか、その点。

○政府委員(福井勇君) 須藤先生が最後におつしやいました通り、一政務次官としてはこの原子力の問題は非常に世界的に大きな問題でありまして、尋ねるのはどうかと思うがとおつしやつたそのお言葉通りに、私も私が大きくお答えすることがあると思うくらいでございます。須藤先生がおつしやいましたお言葉の中のことでは私がちよつと聞き漏らしたのは、藤岡先生が心配されたというのは、原子力が戦力に使われるということについて何とか防止しなければならぬということを心配されたというお話でしようか。

○須藤五郎君 そうです。

○政府委員(福井勇君) それでは、その御意見について一言、まあ日本人だけで研究したい云々ということについて、御指摘の点に関連しておりますのでお答えしておきたいと思ひますが、まあ世界各國十六カ国くらいこの問題について取組み始めておりますが、私たちは學術、技術者としても戦力になるかならんかという点には、まあ公平に解釈して、こういうものを使う国民の心持ちによるのでありまして、例えばこの前も予算委員会においても私申ししたのでありますが、この原子力をまあ戦力に使つてはならぬということとは当然のお話であります。世界の人類がそう思つておるのでありますが、この原子核研究についてどの点からは

戦力であるかといううな判定はなかなかむずかしい。又使えば戦力になるということについては、丁度私は工作機械のマシンツールあたりとちつとも変らない。これは七ミリの砲弾を削ることもできるし、又十三・七ミリの削つても、これが工作機械というのも戦力にまあ繋つておる。原子核研究所もそれに繋つておるというのと少しも違ふのでありまして、これを平和産業の利用方面に使えば極めて世界的に歓迎される。又工作機械のほうも、鍋も釜もこれによつて削るということになりますので、その点については使う者の、その国民の心持次第だと、こう思つておりますが、ただこの原子核研究について日本人だけでやりたいといううなことを言われたのはこれは当然であります。ただその學術的研究というものは世界中同じような普遍的なものでありますので、この点については私は丁度藤岡先生の話は途中でちよつと入つて四、五分聞いただけで、私もちよつとほかの委員会に出ましたので、聞き漏らした点がある、と言うと大要これは私の答弁がどうかと思ひますが、例えば原子核の研究などについて日本人だけで、国内では当然日本人だけでやるということがこれももう理想であり、そうでなくちやありません。

ところが、資料を得るといふような点については、日本の藤岡さん、或いはまあ湯川さんや茅さんたちが、或いは磯根さんたちがずつと指導されておりました。また世界の水準から見れば遺憾ながら戦争中から戦後にかけてずつと差がついておるということを私たちは国民全体認めておると思ひます。そこで、その研究ということにつ

ては世界と交流しなければならぬというわけで、私は学者は、日本の国内の研究所は日本の学者でやるべきですが、広く海外へ出して、この遅れておる原子核研究、延いては原子力研究に及ぶものをあらゆる努力をして、国会などもあらゆる援助をされてこの研究に邁進してもらふように願ひたい、こういう私たちの考えを、私たちじやない、私の考えを持つてゐるのであります。そういう面については私は原子核研究所もすぐやろうとしてもなか／＼日本人の学者だけではできないので、その資料、その研究をするためには、丁度私の一案としては、ヨーロッパに今後作られる合同原子核研究所、ヨーロッパ・カンシル・オブ・ニュークレア・レザーチというあの中立国において作られるスイスの合同研究所へ学者をたくさん派遣するとか、或いは政治家が、或いは実業家が、産業利用にこれが役立つようなふうに向いておるとすれば、その調査に一つ積極的に行くとか、或いは又アメリカのほうにおける原子核研究所も同時に連絡をとつて、もう十六カ国もやつておるのでありますので、それらに遅れないようにするために学者の交流、交流と言つてもこちらから向うに教えに行くわけには行かないから、教えてもらうほうに出すほうでございましょうが、そういうことについて積極的に行かないと、産業利用についても後世に残す、こういう心配があるのであります。私が、私たちが明治、大正、昭和を通じて科学技術者の襲いておりますことは、日本の産業界にしても、政界などにおいても、こういう見解が少いのではないかと、こういう批判のあるのが非常に

心配なところでもあります。

○須藤五郎君 日本の学者が心配してゐる点は、別に今日本の原子力の研究でまあおせつかいをやこうという国はアメリカ以外にはないと思うのです。そうしてそれがMSA協定の裏付けによつて、日本から見れば全くおせつかいと思ふようなものが今後起るだろうと予測されるわけですね。そうしてそのおせつかいは何のためにおせつかいするかとすると、日本の原子力研究を戦力に利用するためにそういうおせつかいをするということがはつきりと言へると思ひます。そこに日本の学者の悩みがあると私は理解しているわけでありまして、それを文部省はどういうふうに、若しも文部省自身も戦力に使用されるということ希望しない、こういう意見ならば、如何にしてその危険を守るかという点を私は伺つてゐるわけなんです。

○政府委員(福井勇君) 今お尋ねの、この原子力について戦力に使われたいようにするにはどうしたいかといふうな点については、先般参議院の予算委員会において中田先生の御質問に、たしか副総理がそういうことについては原子力憲章といううなものを作つて、まあそういう心配は当然防がなくてはならぬといううな答弁をされたと思ひますが、私もそういう点では同感であります。

じやないかと私は想像いたしております。と申しますのは、私が実はバーストール上下両院原子力委員会の委員と会谈いたしました。ところが、日本の政府側の人間として原子力の問題について会談したのは私が初めてじやないかと私は推測しております。間違つてゐるかも知れませんが、その際にも向うからこの原子力の問題について、こうしろとか、あせよとかいふことは爪の垢ほどもなく、何とか私は向うから引きずり出そうと思つて一時間にも亘つて話したのでありますが、そういうことは、希望があるならばそちらから申出ようといううな話があつたくらいでありますので、それらのほうは須藤先生の御心配は、その一例として、押付けけるということには申しませんけれども、御心配はないと思ひます。と同時に、私はアメリカ以外のつまりヨーロッパの民主主義陣営の学者仲間から日本の原子核研究については、原子力研究については一生懸命でやりになつたら……といううに学者仲間、例えば私が直接その衝に當つたうちでもイタリアのアマルデー、それからベランなども一生懸命で応援しようと言つてくれておりますので、これはおせつかいじやなく、非常に激励されて、資料も送りましよう、学者もスイスに派遣する等、合同研究所に参加するならば、あらゆる便宜を提供いたしますと言つておりますので、その原子核研究或いは原子力研究については私は話があつたのは、むしろヨーロッパのほうが多いのじやないか。これは私は心からそう思つてゐるのです。

○須藤五郎君 政務次官、僕たちも原

○須藤五郎君 政務次官、僕たちも原

子核の研究、原子力の研究をすること
を今反対するわけじゃないのです。併
し現在の世界情勢を考えたときに、日
本がその研究を始めることが妥当であ
るかどうかという点に私たちが問題を感
じておるわけです。今日日本がこれの研
究を進めることは、不吉な方面に利用
されるのが非常に可能性が大きいとい
う点で、私たちはこの研究に疑念を
持つておるわけなんです。併し将来世
界に本当の平和の風が吹いたときに、
もう再び原子力が戦力に使われないと
いう見通しが立つたときには、勿論こ
れは研究しなくちゃならん。併し今日
の情勢では適当でない。むしろ日本は
アメリカ一辺倒的な言ふと、あなたは
氣持を悪くするかも知れんが、実際に
そういう立場にあるわけです。ですから
今この原子力の研究をすれば必ずアメ
リカに利用されるということは、私は
明らかだと思ふ。而も日本の自衛隊
が将来戦力を持つということは、今戦
力じゃないと言つておられますけれど
も、私は戦力だと思ふが、戦力じゃな
いと言つておる。その事実として日本
の自衛隊には原子力を持ってないじゃ
ないか、原子力を持たない間は戦力じや
ない。併し将来戦力を持つということ
は木村保安庁長官も言つておるわけ
です。そうすると、将来日本が戦力を持
つということは、将来原子戦をやる準
備、原子戦をやるという仮定の下に立
つて準備を持つということなんです
ね。そうすると、今研究しておる学者
は平和的に使いたいと言つておるけれ
ども、実は将来日本のやがて戦力とし
てこの原子力が使われるということ
は、これは火を見るよりも明らかだ。そ
うなればこれは由々しい問題だ。これ

はやはり日本なら大きな水素爆弾など
を五個も落せば、必ず日本全土がその
被害を受け、日本民族全部滅亡せざる
を得ない状態です。そういう危険なも
のを将来日本が持つとして計画して
おる。その計画に対して私たちは反対
しておるわけです。ですからそういう
考えを持つ人がいなくなるまで、この
原子力などの研究は私はすべきじゃな
い。而もこのアメリカ一辺倒的な日本
の政治の下においてこういうことはや
るべきではない。それが私たちの意見
なんです。学者の中にもそういう意見
を持つたかたもたくさんあつて、その
ために原子力の問題が論議されておる
と思うのですが、それに対して私は文
部省に見解を質しておるわけなんで
す。

○政府委員(福井勇君) 私は須藤先生
の御心配になる日本が原子爆弾を持
つ、戦力として原子爆弾を持つその仮
定としてというふうな話は、全く私は
その方向が私としては違つておると思
います。私としての考えは違つており
ます。それは現在日本の科学者たちの
レベルを非常に高く須藤先生はお買い
になつておるのじゃないか。これは私
は日本の科学者を驚べつたり驚視し
たりする意味じゃなくて、資料が今ま
で得られなかつたためと、それからボ
ツダム宣言受諾によりまして、ウラニ
ウムを基礎とするところの原子力の研
究、こういうものについては禁止され
ておりましたから、全然手がつけられ
なかつた。もう一昨年ぐらいいから漸く
講和条約調印後にその研究が続けられ
てもいい、或いはウラニウムを輸入し
てもいい、或いはアイソトープをいろ
いろなものに利用していいというよう

になつたのはほんの二年前でありま
す。そこで私たちの知り得る範囲で
は、米國がとにかくあれだけ世界の学
者と金力を動員して初年度に二十億ド
ルも使つて、而もイギリスのラザーフ
オードが原子核分裂を証明してから十
数年もたつてから原子爆弾ができた。
而してアメリカが原爆を完成した昭和
二十年の七月から比べると、英國は原
子力研究について資源や学者の動員に
何の制約も受けておらないのに、な
お且つ八年も遅れて原爆を完成しまし
た。

従つて初めは理論としてはアメリカ
よりも恐らくイギリスのほうが先じや
なかつたかとすら私は思つておりま
す。というのは核分裂を最初に発見し
たのはラザーフオードでありますか
ら、恐らく私はドイツやイギリスのほ
うが原爆について着想したのもアメリ
カよりも相当早かつたと予想されま
す。併し金がなくて、そうして遅れ
おつて、イギリスが原爆を作るのに約
八年も米國から遅れたのでございま
しう。それは戦力としても使う使
おうとして検討を続けて、アメリカか
ら十年近くも遅れて漸くできた。日本
が戦力として使おうというやうなこ
とは、恐らくもうこんな遅れた日本の科
学陣を動員して政府が原爆を持つて戦
力にしようなんということは、私は日
本で研究してそうしてそれをものに
してやるというやうなことは夢々私は
ないと思ふので、そんな科学を無視し
た私は政界人があるとしたら、まるで珍
無類じゃないか。私たち技術者の仲間
では思つておるのであります。

○須藤五郎君 福井さんは技術者です
から、非常に純粋だと思ふのです。私
も芸術家ですから、私の考え方もやは
り純粋かも知れません。ところが政
治家の中にはそれでない人がやはり多
いと思ふのです。木村保安庁長官は將
来戦力を持つのだ、戦力を持つとい
うことは原子力を持つのだということ
はつきり言明しておるから、日本が將
来原子力を持つというところは、三段論
法でなくても明らかだと思ふ。そうい
う危険な考えを持つておる人々がある
から、今日日本で原子力を研究するこ
とに一つの大きな危険が附随する。そ
れに私は不安を持つのだ。而もその援
助の手をアメリカが差伸べて、MSA
条項を楯にとつて要らんおせつかい
だと思ふが、必ず援助の手を差伸べて
来るにきまつておる。その意図は明らか
じゃないか。だから純粋な科学者はこ
れに対して大きな不安を持つておる
ということでありまして、あなたが原子
力の研究を非常に重要と考えると同じ
く、私も重要だと思ふのです。将来
これが本當に平和の生活に使われる
ならば、私たちの思ふ共産社会を生むた
めにもこの原子力を生産的に使うとい
うことは、これはもう最も重要な問題
になつて来ると思ふのです。だからそ
の点においては私もあなたの重要と感
ずる点においては一緒ですが、不幸に
して政治観が違つたり、社会観が違つ
たりするために判断が食い違つて参り
ますので、私はこの点は今日はやめま
す。

ただ一点、もう一つ資料を提出し
て頂きたい。昨年の春、原子核研究に
関する勧告書が学術會議から出ておる
と思ふのです。その学術會議から出た
勧告書の一つ提出して頂きたい。

第七部 文部委員会會議録第十一号

昭和二十九年三月二十三日【參議院】

○委員長(川村松助君) 休憩いたしま
す。

午後一時八分休憩

午後二時三十五分開会
○委員長(川村松助君) 只今より委員
會を再開いたします。速記をとめて下
さい。

午後二時三十六分速記中止
午後四時九分速記開始
○委員長(川村松助君) 速記を始め
て。

本日はこれにて散會いたします。
午後四時十分散會

六号(第一八四二号) 一、公立学校事務職員の身分等に関する請願(第一七七一号)(第一八三七号)(第一八三八号) 一、私立学校教職員共済組合の年金に関する請願(第一七八三三号) 一、地方教育委員会と県教育委員会に移管に関する請願(第一七九五号) 一、教員の定員確保に関する請願(第一八〇一号) 一、義務教育学校教員の定員確保に関する請願(第一八三一号) 一、教員の定数増員に関する請願(第一八三二号) 一、公立学校事務職員に身分に関する陳情(第五一〇号) 一、教員の政治活動禁止法制定に関する陳情(第五一五号)	請願者 東京都杉並区中瀬町二九遠藤英雄外一万九千七百四十三名 紹介議員 岡 三郎君 この請願の趣旨は、第一七四二号と同じである。	教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都府北桑田郡山田村字下岩ノ上四水口正 紹介議員 竹中 勝男君 この請願の趣旨は、第一七四二号と同じである。	第一七五八号 昭和二十九年三月五日受理 教育委員会廃止に関する請願 請願者 福岡県鞍手郡古月村長 筒井誠外一名 紹介議員 小松 正雄君 この請願の趣旨は、第一七四六号と同じである。	被害ははなはだしいものがあり、これら被害農家の生徒児童は、学用品も買えず、働かねばならぬために就学できぬ者や、欠食生徒児童の数も日増に増加している実状であるから、これが救済のため、(一)欠食生徒児童に対し、完全給食を実施すること、(二)凶作農家の生徒児童に対し、学用品、教科書等を無償配付すること、(三)高等学校においては被害農家生徒の授業料を免除すること等の措置を講ぜられたいとの請願。
第一七四二号 昭和二十九年三月四日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 神奈川県鎌倉市津明寺九〇宮本せつ子外六名 紹介議員 長谷部ひろ君 赤松 常子君 市川房枝君 政府が今国会に提出した教員政治活動禁止に関する二法案は、世界に類例をみない悪法であつて、教育の中立維持に名を借りて憲法に保障されたる基本的人権をじゅうりんし、教育の自由をはくたつて政府の施策に盲従せしめようとするところのものであるから、これが成立には反対であるとの請願。	請願者 東京都台東区北橋町四四小野重内 紹介議員 相馬 助治君 この請願の趣旨は、第一七四二号と同じである。	第一八三三三号 昭和二十九年三月十日受理 この請願の趣旨は、第一七四二号と同じである。	第一七四九号 昭和二十九年三月四日受理 危険校舎改築に関する請願 請願者 滋賀県甲賀郡石部町長 谷村俊二外二名 紹介議員 村上 義一君 滋賀県石部町立石部小学校は、校舎六百六十坪、講堂百四十坪、運動場二千坪、児童数五百七十八人(昭和二十九年一月十日現在)の現況であるが、この校舎の中五百九坪は、明治二十五年の建築である二棟(三百二十二坪)もふくめて老朽はなはだしく危険の上もなない状態であるため、町教育委員会、町議会においては、この危険校舎を鉄筋コンクリート二階建の校舎に改築することを議決したが、今日の町財政によつては到底実現不可能であるから、石部小学校改築費に対し国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。	第一七九〇号 昭和二十九年三月六日受理 冷害地の児童生徒救済に関する請願 請願者 福島県平市旧城跡二〇 会田辰夫外七名 紹介議員 田畑 金光君 この請願の趣旨は、第一七五六号と同じである。
第一八二四号 昭和二十九年三月十日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 長野県松本市本町一八九東直外一万二百九十八名 紹介議員 棚橋 小虎君 この請願の趣旨は、第一七四二号と同じである。	第一八三三三号 昭和二十九年三月十日受理 この請願の趣旨は、第一七四二号と同じである。	第一七四六号 昭和二十九年三月四日受理 教育委員会廃止に関する請願 請願者 福岡県遠賀郡中間町長 森文生外七名 紹介議員 小松 正雄君 現行教育委員会制度は、地方行政の総合的運営を阻害し、その経費も貧弱な地方財政の負担に堪えないところであるから、教育委員会制度を廃止せられたいとの請願。	第一七五六号 昭和二十九年三月五日受理 冷害地の児童生徒救済に関する請願 請願者 新潟市学校町新潟県教育庁内新潟県教職員組合内閣根行治 紹介議員 田村 文吉君 昨年度における冷害ならびに台風による農作物の減収は全国的なものであつたが、なかでも、新潟県山間部の農家	第一八二四号 昭和二十九年三月九日受理 冷害地の児童生徒救済に関する請願 請願者 福島県西白河郡小野田村駒場重春外十五名 紹介議員 相馬 助治君 この請願の趣旨は、第一七五六号と同じである。

第一七六八号 昭和二十九年三月

五日受理

理科教育振興法に関する請願

請願者 福岡市住吉大町二二三

〇山内正人外八名

紹介議員 吉田 法晴君

政府は今回各省関係法律の中で、補助金負担金を規定したものを一括して整理統合するよとしてあるが、万一「理科教育振興法」が整理の対象となり独立法として存続がゆるされない事態が起るようなことになれば、せつかく国がその発達振興を企図した精神を失わせることとなり、国の発達を阻害することとなるから、この法の制定の趣旨にかんがみ、独立の単行法として存続せられたいとの請願。

第一七七〇号 昭和二十九年三月

五日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 福岡県八幡市大蔵勝山町一丁目山路外四十

九名

紹介議員 吉田 法晴君

地方公務員法においては、公立学校事務職員は、校長、教員と同じく学校の教育事務に従事し、その責任と特殊性とは異なるないことを明確にしているにもかかわらず、現行教育公務員特別法では、特に事務職員を除外して規定していることは不合理であるから、関係法規を改正して、公立学校事務職員の身分を安定せしめられたいとの請願。

第一八三六号 昭和二十九年三月

十日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

(四通)

請願者 静岡県清水市江尻天神町一七五番善作外二十

一名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第一八四二号 昭和二十九年三月

十日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 新潟県三島郡西越村大字上小竹田口一郎外

三十三名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第一七七一号 昭和二十九年三月

五日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡秋月町下

秋月宮原安夫外二十七

名

紹介議員 吉田 法晴君

地方公務員法においては、公立学校事務職員は、校長、教員と同じく学校の教育事務に従事し、その責任と特殊性とは異なるないことを明確にしているにもかかわらず、現行教育公務員特別法では、特に事務職員を除外して規定していることは不合理であるから、すみやかに公立学校事務職員の身分待遇上の矛盾を解決するとともに、恩給についても、職種同等の制度を確立せられたいとの請願。

第一八三七号 昭和二十九年三月

十日受理

公立学校の事務職員に身分に関する請願(五通)

請願者 山梨県甲府市塩部町西

久保二、八七二田中春

三外七十五名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第一八三八号 昭和二十九年三月

十日受理

公立学校事務職員に身分に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡三奈木村

篠原哲彦外二十一一名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一七七〇号と同じである。

第一七八三三号 昭和二十九年三月

五日受理

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願

請願者 岐阜県大垣市南若森町

二倉橋賢治郎

紹介議員 愛知 探一君

私立学校教職員共済組合法の成立に伴い私学恩給財団の権利義務が現行規定のままで承継されるものとすれば、旧年金(昭和二十七年九月三十日以前)受給者とそれ以後の受給者との不均衡はそのまま承継されることとなるから、この不均衡を正すため昭和二十八年年度補正予算に三千六百四十八万円の国庫補助を計上せられたいとの請願。

第一七九五号 昭和二十九年三月

六日受理

地方教育委員会の県教育委員会移管に関する請願

請願者 愛媛県宇摩郡富郷村會

我部徳次外九名

紹介議員 湯山 勇君

市町村の経済能力貧困等のため国民教育の機会均等、人事の公正なる運営等が実施できない現状であるから、地方教育委員会を県教育委員会にすみやかに移管せられたいとの請願。

第一八〇一号 昭和二十九年三月

六日受理

教員の定員確保に関する請願(四通)

請願者 愛媛県宇摩郡長津村野

田森田益雄外二十名

紹介議員 湯山 勇君

政府は、昭和二十九年年度教育国庫損金の算出にあたり、教員の定員減を企図している由であるが、昭和二十九年度の児童生徒の自然増加は、約百万人に及ぶため、教育実施上重大な支障を招来することは明らかであるから、教員の定員は、確保せられたいとの請願。

第一八三一号 昭和二十九年三月

十日受理

義務教育学校教員の定員確保に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡松島村

宮崎新一外三十二名

紹介議員 荒木正三郎君

教職員の定員は文部省の「一学級児童生徒数五十人を基準とする算定のため現場の実学級に対する配当が非常に窮屈であり、特に小規模の学校においては、養護教諭や事務職員の配当がなぐこれ等の事務は全部教職員の負担となりし、教職員の負担はいよいよ過重となつていくにもかかわらず、政府においては教育予算の削減によつてさらに定員の削減を意図しているよであるが、円滑な学校運営のため義務教育学校教員

の定員は絶対に削減せぬよう善処せられたいとの請願。

第一八三二号 昭和二十九年三月

十日受理

教員の定数増員に関する請願

請願者 岡山県御津郡新山村長

三村弘外九名

紹介議員 江田 三郎君

今回伝えられるところによれば、従来の一学級の教員配当の係数小学校一・五、中学校一・八を係数一・三五及び一・七に低減されるように聞くが、これが実施されると教育の破壊は必至であるから、小、中学教育振興のため小学校、中学校教員の定数を小学校一・五倍以上、中学校一・八倍以上に増員されるよう措置されたいとの請願。

第五一〇号 昭和二十九年三月十日受理

公立学校事務職員に身分に関する陳情(七通)

陳情者 新潟県中蒲原郡五泉町

大字五泉近藤吉太郎外

二百二十五名

公立学校事務職員は、恩給法第二十二條、公立学校共済組合運営規則第六條第一項、教育委員会法第六十六條、学校教育法第二十八條及び第五十條等によつて教員と同じ取扱ひを受けているが、教育公務員特別法の適用から除外されているため、結核休職の特別取扱ひがない等の不利益をこうむつていくから、公立学校事務職員に教育公務員特別法を全面的に適用するようせられたいとの陳情。

第五一五号 昭和二十九年三月十日受理

教員の政治活動禁止法制定に関する

陳情

陳情者 石川県小松市議會議長 藤井榮次

教員の政治的中立確保の必要不可欠性は、言うまでもないところである。教員がその地位を利用して、心身未成熟の生徒児童に対し特定の政治思想を鼓吹し、あるいは反対の考え方を否認攻撃するが如き行為は、絶対許すことのできないところであつて、このような事態の発生を防止するため、教員に対し政治的行為の制限がある程度強化されることはやむを得ないことであるから、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案を政府の意図する目的にそつて成立せられたいとの陳情。